

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：草加八潮消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	98.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
消防長・次長相当職	—
課長相当職	—
副課長相当職	95.6%
係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	85.9%
16～20年	88.9%
11～15年	91.5%
6～10年	—
1～5年	109.8%

【説明欄】

- 1 全職員に係る情報 任期の定めのない職員には女性職員がいないため、「—」としています。
- 2 (1) 役職段階別 課長相当職以上には女性職員がいないため、「—」としています。
- 2 (2) 勤続年数別 勤続26年以上には女性職員がいないため、「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。